消食表第 216 号 令和3年5月 24 日

都 道 府 県 保健所設置 特 別 区 食品表示担当部(局)長 殿

消費者庁食品表示企画課長

(公印省略)

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る 電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく自主回収の届出制度の運用については、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」(令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知)によりお知らせしたところです。

今般、当該通知の第3の3 届出の方法(1)において委細を別途通知すると した件について、別添1のとおり、食品衛生申請等システムを活用した自主回収 届出(着手/変更/終了)の方法について(届出簡易マニュアル)を示しますの で、全国的に統一的な取扱いがなされるよう、円滑な運用に格別の御配慮方お願 いします。また、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食 品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」(令和2年8月3日 付け薬生食監発0803第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) を御参照いただくこととしていますが、別添2のとおり、記載要領に関する留意 事項を示しますので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

各

別添1

食品衛生申請等システムを活用した 自主回収届出(着手/変更/終了) の方法について (届出簡易マニュアル)

目次

 システムへのログイン方法等について

 9
 1. システムへのログイン方法等について
 2. 自主回収届出(着手)について
 4. 自主回収届出(着手)の確認(保健所、 消費者庁業務)
 9
 4. 自主回収届出(変更、終了)について
 11
 5. 自主回収届出の取下げについて
 11

(留意事項)

本マニュアルは、食品関連事業者、地方公共団体職員が、食品衛生申請等シス テムを活用した自主回収届出(着手/変更/終了)を行うに当たり、操作を支援す るために作成したものです。

システムの詳細については、以下 URL に掲載されている最新のマニュアルに拠っていただくようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/kigu/in dex_00011.html 1. システムへのログイン方法等について

システムのログイン方法は、以下の2つの方法があります。いずれか の方法により、ログインをしてください。

・G ビジネス ID を利用する方法

・Gビジネス ID を利用しない方法(基本情報の登録方法については、シ ステム内に掲載されている詳細マニュアルを御確認下さい。)



※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る矢印ボタン は押さず、電子申請システムにおける戻るボタンを押してください。

	一連の操作においてブラウザの戻るは使用しないでくだ	
🥃 東四衛生申請等システム 🛛 🗙	さい。(ログイン情報が切れてしまいます。)	



2. 自主回収届出(着手)について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した 旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠のリコール情報の届出のボタ ンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

営業許可・届出	-ב=א
営業許可の申請)	「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるようになります
> >	2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。 これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等 の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。
	営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください(※)。
② 食品リコール	※ これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。 ※ 営業許可申請等(変更届、承継届、廃業届含む)については、2021年6月から開始され
(リコール情報の届出	ます。
リコール情報の検索	

(1) 自主回収情報の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

ア 届出者情報

届出者情報は、ID 及びパスワードを取得した際の基本情報(表示に 責任を有する者の情報)が自動的に反映されます。

回 回収事案新規登録					
新たに食品リコール情報を登録します。登録した内容は、管轄の保健所、都道府県等本庁から厚生労働省または消費者庁に報告されて公開されます。 食品のリコール情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。					
「届出者(食品衛生法に基づく営業	業者または食品表示法に基づく食品関連事業者	待)情報			
法人番号	1234560001001		届出年月日	2021-02-22	
氏名(法人の場合は法人名)	株式会社 リコール		フリガナ	カブシキカイシャ リコール	
郵便番号	2100011	ア			
都道府県	神奈川県		市区町村	川崎市川崎区	
町域	富士見		番地等	2 – 2	
電話番号	123-456-0002		ファクシミリ番号	123-456-0022	
電子メールアドレス	kaisyu99@tjsys.co.jp				
· · · · · · · ·					

イ 回収担当部門情報

食品関連事業者(表示に責任を有する者)の情報を入力してください。 ここに入力された情報に基づき、食品関連事業者の主たる事務所の 所在地を管轄している保健所に届出情報が送信されます。

なお、自主回収を他者に委託する場合は、回収等の委託有無の項 目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目 が表示されますので、必要事項を入力してください。

回収担当部門情報—————				
法人番号				
氏名(法人の場合は法人名)			フリガナ	
郵便番号			選択	
都道府県	未選択 ✔	イ	市区町村	未選択~
町域			番地等	
電話番号			ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			回収等の委託有無	●無○有

ウ 製造所又は加工所情報(<u>一次産品の場合は、出荷者等の営業所</u> 等の情報、輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報)

- 製造所又は加工所情報				
法人番号				
氏名(法人の場合は法人名)			フリガナ	
郵便番号			選択	
都道府県	未選択 ✔		市区町村	未選択~
町域		「ワ」	番地等	
マンション名等				
電話番号			ファクシミリ番号	
電子メールアドレス				

エ 商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、 自主回収を行う商品の情報、回収の理由^{※1※2}、回収着手時点におけ る販売状況回収の方法、回収状況等を出来るだけ詳細に入力してくだ さい。

- ※1 食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取 するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要 な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「6条 8項府令」という。)で定めるアレルゲンに関連して、特定原材料に準ずる品目に係 る届出を行う場合は、回収の理由は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れて ください。
- ※2 6条8項府令第1条に定められていない事項(原料原産地表示、栄養成分表示等)の表示誤りにより回収を行った場合は、回収の理由は「その他(食品表示法)」に チェックを入れて届出を行ってください。



届出は通常、イ 回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市 区町村の情報を基に、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄 する保健所に自動送付されますが、以下に該当する場合は、「消費者庁 長官への報告」にチェックをしてください^{※3}。

・届出内容が

「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、 「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」 又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」

の表示違反のみに係る場合

- ・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法 (昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定する卸売市場(花きの 卸売のために開設されるものを除く。)に係る場合
- ・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に
 係る場合(原料原産地表示、栄養成分表示等)
- ※3 詳細な内容は「食品表示法第 10 条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の の届出について」(令和3年2月 26 日付け消食表第 80 号消費者庁次長通知)をご確認ください。



(2)入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画 面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなけれ ば②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公 開)」欄に記入してください。



以上で、届出(着手)が完了となります。

保健所(又は消費者庁)の確認待ちとなります。

3. 自主回収届出(着手)の確認(保健所、消費者庁業務)

事業者により、届出(着手)がなされると、所管の保健所(及び都道府 県等本庁)にデータ送信され、メールが通知されます。

(1) 届出内容の確認

事業者から届いた届出情報を確認してください。内容に不備があれば、 必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント(非公開)」欄に記入してください。

(2)CLASS 分類

確認した情報を元に CLASS 分類を行ってください。

健康被害の発生状況	●無○有	
詳細	【健康被害の発生状況】 小麦アレルギー患者が喫食した場合、アレルギー症状(アナフィラキシーショック症状などの重篤な症状を 含む)を引き起こす可能性があります。 (22)	
健康への危険性の程度	 健康への危険の程度に対する分類を設定してください。 CLASS I: 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 CLASS II: 喫食により運篤な健康被害の可能性が、ほとんど無い場合 CLASS II: 喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合 ・ 一 未設定 ・ CLASS II ・ CLASS II ・ CLASS II ・ 	
詳細	直ちに分類が判断できない場合はCLASSIIに分類し、その後の情報を踏まえ適切な分類に変更してください。	

※食品表示法における CLASS は「CLASS I 」、「CLASS II 」のいずれかとなります。

「CLASS I 」:6条8項府令で定める事項のうち、アレルゲン(特定原材料に準ずる 品目も含む。)、及び L-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表 示

「CLASS II」:6条8項府令で定める事項に該当する表示のうち CLASS I の対象と なる表示事項を除いたもの

※CLASS II に該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じている ことを確認した場合は CLASS I として報告してください。 (3)入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画 面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなけれ ば②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公 開)」欄に記入してください。



以上で、届出(着手)の確認完了となります。

消費者庁の確認後、情報公開されます。

4. 自主回収届出(変更、終了)について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、リコール情報の検索を押し

て、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

会社 営業許可・届出		-ב=א	
営業許可の申請	>)	「食品衛生申請等システム」に開始に	こ伴い、ネットで申請・届出ができるようになります
党業の届出			
		2020年6月から「食品衛生申請等シ」 これにより、今まで営業所を所管する	ステム」の運用が始まります。 実健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等
地位承継庙の庙出	>)	の申請・届出は、順次、インターネッ	トを通じて申請・届出ができるようになります。
		営業許可等の手続きの効率化が図れま	すので、皆さま、ぜひご活用ください(※)。
② 食品リコール		 ※ これまでの窓口への申請・届出も引 ※ 営業許可申請等(変更届、承継届、 	き続き行うことは可能です。 廃業届含む)については、2021年6月から開始され
リコール情報の届出	>)	ま9。	
リコール情報の検索	>	— お知らせ ————	
回収事案検索			
登録した食品リコール情報が一覧	覧されています。		
一覧を絞り込む場合は、条件を打	皆定して「検索」ボタンをクリックしてく	ださい。	
検索条件	1		
厚労省ステータス	□ 対象外 □ 確認待 □ 公開待 □ 2	▶開済 🔄 取下げ済 🔄 修正待	
消費者庁ステータス	□ 対象外 □ 確認待 □ 公開待 □ 2	2開済 🗌 取下げ済 🗌 修正待	
届出年月日	<u> </u>	~	#
整理番号			
商品等の一般名称	未選択	選択 クリア	
商品名		食品等の特定情報	
回収の理由	🗌 食品衛生法違反 📄 食品衛生法違反	のおそれ 📃 その他(食品衛生法) 🗌 食品表	示法違反 🗌 食品表示法違反のおそれ 🗌 その他(食品表示法)
食品衛生法第20条に該当		消費者庁長官への報告	
健康への危険性の程度	□ 未設定 □ CLASS I □ CLASS I	CLASSI	
管轄自治体名	未選択	▶ 管轄保健所名	未選択
 回収担当 ()委託等を受 	・ けた者 🔵 製造所又は加工所		
回収担当名		回収担当法人番号	
検索クリア	戻る		
検索結果	こちらを押	すと、これまでに届出	された届出が表示されます。
登録ステータ		届出年月日	商品名
消費者庁人テー	マス 健康への危険性の程度	<u> 全</u> 一	登理金方
-			
		< << < 1~1件目/1件	甲 > >> >
登録ステー 消費者庁スラ	-タス 回収の理 データス 健康への危険性	由 届出年月日 皆の程度 経過終了状態	商品名整理番号
修正 -	食品表示法違反	2021-04-07	(テスト)
小開演	f CLASS I	終了	RCL202100125
	こちらを押	すと、届出の詳細画面(に遷移します。

(1) 届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

回収着手時点における 販売状況	下記の記入ガイドを参考に、回収着手時点における対象商品の	D販売状況を記載してください。	^
	【販売地域】 【販売先】 【販売日】 【販売数量】 ・対象商品を販売している地区や地域を記載してください。		
	・対象食品の販売先、販売日、販売数量を記載してください。		
	(例)) 販売地域:首都圏内		
	販売先 : ○○マートで消費者向けに小売り 販売日 : 2019年10月2日から10月12日まで		
	販売数量:①200個 ②100個	例:販売日、販売	
		販売数量 10 月 12 日から 200 追加	
回収に着手した年月日	m		

変更内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2(2)と同様に 確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に変更内容の確認をし てください。

(2) 自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」をクリックし、☑を入れると、②「回収が終了 した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。 っまた、「回収状況」に回収した数等、詳細な内容を追記します。

1	最終報告	
	回収に着手した年月日	2021-04-07
2	回収が終了した年月日	2021-04-07

内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2(2)と同様に確認・ 登録をしてください。保健所等は、3と同様に内容の確認をしてください。

5. 自主回収届出の取下げについて

届出の取下げを行う場合、変更の際と同様に、これまでに届出された 情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある取下げを押してください。保 健所、消費者庁の確認後、公開画面から削除されます。

記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収 届出等に関する様式及び記載要領について」(令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)の内容に拠るほか、以下の点に留 意の上、届出してください。

1. 届出先

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく自主回収の届出先は、食品関連事業者の主 たる事務所を所管する都道府県知事等です。都道府県知事等に届出を行う場合は各都道府 県や保健所の担当窓口に自主回収届を提出してください。なお、「食品表示法第10条の2 第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」(令和3年2月26日付け消費食表 第80号消費者庁次長通知)に記載のとおり、「特定保健用食品を摂取する上での注意事 項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」及び「栄養機能食品を摂取する上で の注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、並びに、特別区の区長に報告を行うこと とされている届出のうち、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定する 卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。)に係るもの並びに、食品表示法 第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要す るかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める 内閣府令(平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。)第1条に定めら れていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出については、消費者庁長 官(消費者庁表示対策課食品表示対策室)に自主回収届を提出してください。

- 2. 記載方法
 - (1) 届出者情報

食品関連事業者(表示に責任を有する者)の情報を記載してください。

(2) 回収担当部門

届出者情報と同様に食品関連事業者(表示に責任を有する者)の情報を記載してくだ さい。

- (3) 回収する食品等の情報等
 - ①回収の理由
 - ・6条8項府令で定めるアレルゲンに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。
 - ・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主 回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄はチェックを入れないでください。

②健康への危険の程度

健康への危険の程度の欄については、国へ報告する際に、都道府県知事等において、下表の2分類に区分した上で消費者庁長官へ報告することとしています。なお、 CLASS II に該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていること を確認した場合は、CLASS I として報告してください。届出者による記載は不要です。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生 命又は身体に対する危害の発 生の可能性が高いもの	6条8項府令で定める事項のうち、ア レルゲン(特定原材料に準ずる品目も 含む。)、及びL-フェニルアラニン化合 物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は 身体に対する危害の発生の可 能性があるものであって CLASS I に分類されないもの	6 条 8 項府令で定める事項に該当す る表示のうち CLASS I の対象となる表 示事項を除いたもの